

財政再建における増収措置と歳出削減の割合に関する Alesina らの議論は我が国に適用されるのか？（報告要旨）

一橋大学国際・公共政策大学院 國枝繁樹

本稿においては、我が国につき Alesina らの財政再建における歳出削減と増収措置の割合についての主張が、我が国に当てはまるかを検討した。まず Alesina らが主張していることとしていないことを明確にし、さらに最近の IMF の研究者との論争について概観した後、Alesina らの強調する、増税よりも歳出削減が財政再建に有効となるメカニズムが我が国においても当てはまるかを考察した。

Alesina らは、公務員給与削減が民間賃金低下をもたらし、それが企業投資を刺激すると指摘するが、これまでの我が国においては、公務員賃金は、人事院勧告制度の下、民間賃金に準じて決定されている一方、企業別労働組合制度の我が国においては、公務員賃金が民間賃金に与える影響は限られていると考えられる。実際、人事院報告に基づく公務員賃金および民間賃金の時系列データに基づくグレンジャー因果性の検定でも、そのことが確認された。人事院勧告制度の廃止を含む公務員制度改革により、民間賃金から公務員賃金への強い影響力は失われる可能性があるが、我が国の労使関係の構造的な変化が生じない限り、公務員賃金から民間賃金への影響は限定的と見られ、Alesina らの議論は当てはまらない。また、増税や社会保障支出削減が企業の労働コストを引き下げ一方、増税は労働コストを引き上げるとの Alesina らの指摘も、我が国の一体改革においては、労働コストに直接影響を与える社会保険料の増加を消費税増税により抑制することが目的とされており、我が国については適当でない。さらに、増税よりも公務員給与削減・社会保障支出削減の方が政治的に困難なため、後者の実施が政府の財政再建への信頼を増すと Alesina らの指摘も、消費税増税によりいくつかの内閣が退陣を余儀なくされてきた我が国では成立しない。なお、最近の IMF(2010)等で強調されている付加価値税増税に対し、中央銀行が十分な金融緩和を行わないため、景気に悪影響が生じるとの指摘については、我が国の過去の消費税導入・増税時と同様に、日本銀行が消費税増税に伴い円滑に消費者物価が上昇するよう、積極的な金融政策を実施することが求められる。

今後の少子高齢化の進展により社会保障支出増加自体は不可避であることに鑑みれば、我が国の財政再建は、歳出削減のみでは実現不可能であり、消費税増税を中心とした大幅な増収措置が不可欠である。それに対し、Alesina らの主張を、その根拠とされる要因が我が国に該当するかを十分検証することなく持ち出し、（さらには Alesina らが主張していないことまで「アレシナの黄金律」と称して主張し、）消費税増税等の増収措置の早期実施に反対することには非常に問題が多い。今後とも、Mauro(2011)が指摘したように、我が国の財政構造の特徴等を踏まえた有効な財政再建策を先送りすることなく、進めていくことが望まれる。